

消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

1 被処分者及び処分内容

事案	所属	職名	年齢	処分内容
1	泉消防署	消防吏員	50代	減給10分の1 2箇月
2	神奈川消防署	消防吏員	50代	戒告
3	港北消防署	消防吏員	60代	戒告

2 事案の概要

(1) 事案1

被処分者は、令和6年3月10日（日）、自家用車を運転中に原動機付自転車に接触する事故を起こし運転者を負傷させましたが、負傷者の救護や警察への通報など、必要な措置を取らずに事故現場から立ち去り、運転免許取消（4年間）の行政処分及び罰金70万円の略式命令を受けました。

(2) 事案2

被処分者は、令和6年7月17日（水）、救急隊長として乗務していた救急車が物損事故を起こした際に、交通事故として処理しないことを決め、このことを他の職員に口外しないよう指示し、警察への通報や職場への報告を行いませんでした。

(3) 事案3

被処分者は、令和6年5月22日（水）から同年7月17日（水）まで、1回単位でアルバイトができるアプリを使用してアルバイトに6回従事し、合計40,288円の報酬を得ました。

3 管理監督者処分

事案2 部長級1名、課長級2名【厳重注意】

4 ひらなか たかし
平中 隆 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

いずれの事案も公務員としてあってはならない行為であり、職員の倫理観の醸成及び服務規律の確保に向けて全力で取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

消防局人事課 人材育成・監察担当 Tel 045-334-6404